

与薬の依頼に係る実施要項

石川県立小松瀬領特別支援学校

(1) 与薬に関する考え方

体調がすぐれない時は、治るまで充分に家庭等で療養することが基本であるが、やむを得ない場合に限り依頼を受け、保護者に代わり与薬する。

(2) 与薬の依頼を受けることが可能な範囲

- ① 病状や容態が安定していること。
- ② 主治医・かかりつけ医が学校生活中に与薬する必要があると処方した場合。
(症状や薬の種類によっては、服用回数を減らしたり、服用時間を調整したり出来る場合があります。
医師にご確認ください。)
- ③ 現在の症状を診察された主治医・かかりつけ医から処方された薬であること。
(症状に対応する薬であっても、以前受診した時に処方された薬や、家族に処方された薬、市販薬は扱うことができません。)
- ④ 解熱剤(坐薬も含む)は扱うことができません。発熱がある場合は、保護者に迎えを要請します。
- ⑤ 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。

(3) 手 続 き

- ① 必要に応じて以下の「与薬依頼書」を提出する。

定 期 薬 (様式1)	普段の登校時間内に、毎日使用する薬。(抗てんかん薬、喘息の薬、安定剤 等)
臨 時 薬 (様式2)	普段の登校時間内に、臨時的に数日間、または症状が現れた時だけ使用する薬。 (風邪薬、けがの後の抗生物質、蕁麻疹の薬、かゆみ止め 等)
宿泊学習用 (様式3)	宿泊を伴う学習時間(合宿や修学旅行)等について使用する薬。
災 害 時 用 (様式4)	災害時、学校にて2日間過ごすことを想定して預かる薬。

- ② 与薬依頼書とともに薬剤情報提供書(処方箋等)の写しを提出する。

(4) 方 法

- ① 薬は、直接、袋や容器に日付と名前を書き、1回量ずつひとまとめ(ナイロン袋、ホッチキス等)にする。(例：○／○昼食後 瀬領太郎)
- ② 薬は、登校する時、原則、当日分と予備分(1日分)を持参する。
- ③ 災害時用で預かる災害時薬のうち、液剤の場合は毎月交換する。
- ④ 学校より帰宅後、「与薬確認書」によって学校で与薬が行われたことを確認し、保護者が確認欄にサインをする。(災害時用の与薬確認書はありません。)

定 期 薬	別紙「与薬確認書」、もしくは連絡帳の与薬確認欄を使用する。
臨 時 薬	与薬依頼書の下方、もしくは連絡帳の与薬確認欄を使用する。
宿泊学習用	与薬依頼書の裏面の与薬確認欄を使用する。

(5) そ の 他

- ① 定期薬の与薬依頼書は、年度末に担任より次年度分のものを配付し、新年度の始業式の際に新担任に提出する。1回に依頼する期間は、学期末までとする。なお、依頼期間終了前に、記載の内容が変わった場合は、その都度、与薬依頼書を修正する。
- ② 臨時薬の与薬依頼書は、年度当初に担任より配付し、必要時に記入し提出する。